

令和4年(ワ)第40号 妨害予防請求事件

原告 中国電力株式会社

被告 上関原発を建てさせない祝島島民の会

被告準備書面(1)

令和5年2月10日

山口地方裁判所岩国支部 御中

被告訴訟代理人 弁護士 中 村



同 田 畑 元



同 石 森 雄 一 郎



同 山 本



同 古 本 武



〒730-0004

広島市中区東白島町19-73 エスペランス城北601

石森総合法律事務所

被告訴訟代理人弁護士 石 森 雄 一 郎

TEL 082-836-7830

FAX 082-836-7867

〒744-0018

山口県下松市西柳2-2-30 グラストン高杉2-3

山本直法律事務所

被告訴訟代理人弁護士 山 本 直

TEL 0833-48-8657

FAX 0833-48-8637

〒754-0014

山口市小郡高砂町2-11 新山口ビル303

小郡法律事務所

被告訴訟代理人弁護士 吉 本 武 男

TEL 083-941-6807

FAX 083-941-6809

(以下、略称については、訴状記載のものを用いる。)

第1 請求の原因第1 「当事者」 (訴状1頁) に対する答弁

1 「原告」について

認める。

2 「被告」について

概ね認める。

ただし、被告は、発電所建設に反対する全ての祝島島民が参加している団体ではない。また、被告は、一定の条件、手続きのもとに、島外在住者が特別会員となることを認めている（会則第5条2項、乙1）

第2 請求の原因第2「原告の海上ボーリング調査に係る妨害予防請求権」（訴状2～4頁）に対する答弁

1 「公有水面埋立免許処分の経緯」について

概ね認める。

ただし、原告が埋立工事施行区域内の特定区域において公有水面埋立免許処分を受けているとしても、山口県知事は、「発電所本体の着工時期の見通しがつくまでは、埋立工事を施行しないこと」を原告へ要請しており（乙2、3）、これに対して、原告は山口県知事に対し、「ご要請の趣旨を重く受け止め、埋立工事の施行については、慎重に対応することとします。発電所本体の着工時期の見通しがついたと判断できる状況になった時点で、改めて山口県ご当局に相談させていただきます。」等と回答し（乙4）、今まで埋立工事は施工されていない。

なお工事竣工期限である令和5年1月6日は、すでに経過している。

2 「公有水面埋立権に基づく妨害排除請求権又は妨害予防請求権」について

(1) 公有水面埋立権に、工事が竣工するまでの一連の過程を平穏に進捗させ、当該埋立権者に埋立地所有権の終局的な確保を可能ならしめるため、埋立工事の竣工を妨害する者を排除し、あるいはそのような妨害を予防する機能を当然に内在させているとの点、及び、原告が公有水面埋立権に基づき公有水面の一定部分を占有しているとの点については否認ないし争う。

その余の事実関係及び公有水面埋立法の規定内容については認める。

(2) 原告が行おうとしている海上ボーリング調査についての主張は、全て否認ないし争う。

なお、原告が行おうとしている海上ボーリング調査は、公有水面埋立法

や原告が受けている公有水面埋立免許処分に基づくものではなく、一般海域の利用に関する条例（山口県条例）に基づき、山口県から一般海域の占用許可を受けて実施しようとしたものである（甲9、令和2年11月5日付け山口新聞記事及び同日付け朝日新聞記事等）。

このような一般海域の利用については、公衆の一般海域の利用に著しい支障が生じないものである必要があり（同条例5条1号）、他方で、漁業者の漁業権は物権とみなされ（漁業法77条第1項）、たとえ慣習に基づく漁業権であっても同様であるから、漁業者の漁業権こそ妨害排除請求権ないし妨害予防請求権が認められるべき性質の権利である。

従って、もし原告の上記海上ボーリング調査が漁業者の漁業権と相互に支障を及ぼすものであれば、海上ボーリング調査は漁業権のために排除されるものというべきである。

(3) 本件保全手続（保全取消請求事件）における和解条項の内容は認めるが、その余は否認ないし争う。

本件海上ボーリング調査は、山口地方裁判所の平成26年6月11日付け和解（以下「本件和解」という。）の和解条項第3条（1）の「地質、水温、流況その他の項目に関する調査」には当たらない。なお、この点に関する被告の主張については後述する。

(4) 争う。

第3 請求の原因第3 「原告による海上ボーリング調査と被告らによる妨害」（訴状4頁）に対する答弁

1 「原告による海上ボーリング調査」について
概ね認める。

2 「被告らによる妨害」について

被告が仮処分決定を受けたとの記載部分、及び、その後の保全取消請求事件において原告と和解した内容についての記載部分は認めるが、その余は否認ないし争う。

被告は、原告が違法な調査を行わないよう監視し、同調査に関して原告に対して要請や忠告を行い、マスコミ等に対して原発反対の立場から意見を表明することはあり、また、会員である島民の中に現場海域を含む周辺海域で漁を行う者もあるが、漁業団体ではなく、漁民以外の島民も参加する住民団体であり、団体として船舶を保有しているものでもないから、原告の海上ボーリング調査活動を妨害することはできない。

他方、被告は、原発反対派漁民の全てが所属している訳ではなく、反対派漁民一人一人の行動を制御しうる権限も有していない。

第4 請求の原因第4「結論」（訴状5頁）に対する答弁

争う

第5 請求原因を否認した理由に関する主張の補充

1 被告が原告の海上ボーリング調査を妨害した事実はないこと

祝島の漁民は、本件公有水面を含む周辺海域において、自由漁業を営む権利を有しており、実際に漁業をしている。漁業をしているのは、祝島の個々の漁業者であり、被告自身は、そもそも漁業を目的とする団体ではなく、船舶も保有していないから、本件公有水面に船舶を侵入させて漁業を操業したり、第三者に漁業を操業させることはない。

原告は、本件仮処分においては、被告とともに祝島の漁民らも債務者として仮処分の申し立てをしているが、本件訴訟では被告だけを当事者として、個々

の漁民を被告としていない。

したがって、本件訴訟は、被告とすべき当事者の選択を誤って提起された訴訟である。

2 本件和解と海上ボーリング調査

(1) 本件和解の和解条項第3項(1)は、本件仮処分決定の主文第1項の「債権者の同水面に対する使用」について、「本件公有水面における地質、水温、流況その他の項目に関する調査、灯浮標の点検・補修その他同水面の管理・保全に必要な行為に限ること」として、埋立工事に付随して通常行われる各種調査、設備の点検等も、公有水面埋立権に基づく「債権者の同水面の使用」に含まれるとしたものである。

これは、埋立工事を施行するためには、埋立工事そのものだけでなく、これに付随して通常行われる各種調査、設備の点検等を実施することが必要であるから、これらの各種調査や設備の点検等も、公有水面埋立権に基づく「債権者の同水面の使用」に含まれるとしたものである。

同和解条項は、あくまでも本件仮処分決定の主文の内容を解釈、定義したものであるから、同和解条項の「本件公有水面における地質、水温、流況その他の項目に関する調査」も、公有水面埋立権に基づいて行われる水面の使用としての「調査」でなければならず、公有水面埋立権と関係のない「調査」はこれに含まれない。

(2) ところが、原告が実施しようとしている海上ボーリング調査は、埋立工事に付随して通常行われる調査ではなく、埋立工事竣工後に、埋め立てた土地の上に建設を計画している原子炉施設について、原子力規制委員会から設置許可を得るために必要な活断層に関するデータを収集するための調査である（甲5）。

そして、公有水面において、同調査を実施するための法令上の根拠も、
公有水面埋立法に基づく免許ではなく、山口県条例である一般海域の利用
に関する条例に基づく占用許可である。

したがって、原告が実施しようとしている海上ボーリング調査は、本件
和解の和解条項第3項（1）の「本件公有水面における地質、水温、流況
その他の項目に関する調査」には当たらない。

また、海上ボーリング調査が妨害されたとしても、原告の公有水面埋立
権が侵害されることはない。

第6 求釈明事項

原告は、本件公有水面での海上ボーリング調査について、現在ないし直近に
おいて、山口県知事から一般海域の利用に関する条例に基づく占用許可を得て
いるか。

得ている場合は、その許可申請書、許可書を書証として提出されたい。

以上